

## 生活困窮者住居確保給付金支給要領

### 第1 趣旨

この要領は、離職、自営業の廃止又は個人の責めに帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少（以下「やむを得ない休業等」という。）により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した者（以下「住居喪失者」という。）又は住居を喪失するおそれのある者（以下「住居喪失のおそれのある者」という。）に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行うこと及び世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居喪失者等に対し、転居費用相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の家計の改善に向けた支援を行うことを目的とし、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき岩手県が行う生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 用語の定義

- 1 「家賃補助」とは、住居確保給付金のうち、やむを得ない休業等により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮した住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行うことをいう（法第3条第3項第1号）。
- 2 「転居費用補助」とは、住居確保給付金のうち、同一の世帯に属する者の死亡又は本人若しくは同一の世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者に対し、転居費用相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の家計の改善に向けた支援を行うことをいう（法第3条第3項第2号）。

### 第3 実施体制

#### 1 実施主体

- (1) 実施主体は、広域振興局の保健福祉環境部等（以下「広域振興局」という。）とする。
- (2) 各広域振興局の所管区域は、別表のとおりとする。
- (3) 家賃補助においては、申請者が、住居喪失者であり新規に賃貸住宅を賃借する場合は新たな居住地を所管する広域振興局を、住居喪失のおそれのある者であり現に賃貸住宅を賃借している場合は、現居住地を所管する広域振興局を実施主体とする。  
転居費用補助においては、申請者が住居喪失者である場合は、原則、住居を喪失する直前の居住地を所管する広域振興局を実施主体とする。ただし、直前の居住地が明らかで

はない、又は明らかであるが遠方であるなどの事情により、直前の居住地を所管する広域振興局に申請することが現実的でない場合は、転居先が所管区域外になったとしても、現所在地を所管する広域振興局を実施主体とする。一方、申請者が住居喪失のおそれのある者である場合は、現居住地を所管する広域振興局を実施主体とする。

## 2 実施体制

- (1) 関係事務のうち、支給事務（支給審査、支給決定及び支給）は、実施主体である広域振興局が行う。
- (2) 関係事務のうち、窓口業務（相談・受付業務、受給中の面接等）については、法第5条第1項及び第2項に基づき岩手県が委託した生活困窮者自立相談支援事業を実施する機関が行う。

## 第4 住居確保給付金の支給事務等に関する取扱い

住居確保給付金の支給事務等に関する取扱いは、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（令和7年4月1日第14版）（令和7年4月1日付け社援発0401第13号 厚生労働省社会援護局長通知別添）」（以下「マニュアル」という。）のとおりとする。なお、マニュアル中「福祉事務所設置自治体」とあるのは「広域振興局」と、「福祉事務所設置自治体の長」とあるのは「岩手県知事」とそれぞれ読み替えるものとする。

また、住居確保給付金の支給に係る岩手県の審査基準は別紙のとおりである。

### 附則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

### 附則

- 1 この要領は、令和2年4月20日から施行する。

### 附則

- 1 この要領は、令和3年9月21日から施行する。

### 附則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

### 附則

- 1 この要領は、令和7年5月8日から施行する。

## 別表

広域振興局名		所管区域
盛岡広域振興局	保健福祉環境部	雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町
県南広域振興局	保健福祉環境部	西和賀町、金ヶ崎町、平泉町
沿岸広域振興局	保健福祉環境部	住田町、大槌町
	保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター	山田町、岩泉町、田野畑村
県北広域振興局	保健福祉環境部	野田村、普代村、洋野町
	保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター	一戸町、軽米町、九戸村

## 生活困窮者住居確保給付金の支給に係る審査基準

### 1 処分名

生活困窮者住居確保給付金の支給

### 2 根拠法令及び根拠条項

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 6 条第 1 項、第 2 項

### 3 審査基準

生活困窮者住居確保給付金の支給対象となる者は、生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（令和 7 年 4 月 1 日 第 14 版）（令和 7 年 4 月 1 日付け社援発 0401 第 13 号 厚生労働省社会援護局長通知別添）第 7 の 2 - 1（1）及び 3 - 1 に定める支給要件を満たす生活困窮者である。（別紙参照）

なお、この審査基準に用いる用語の意義は、同マニュアルに定めるところによる。

### 附 則

この審査基準は、令和 7 年 5 月 8 日から施行する。

## 2 家賃補助

### 2-1 支給要件

#### (1) 支給要件

家賃補助の支給対象となる者は、次表のア～クのいずれにも該当する生活困窮者である。

ア	イ) 離職等又はロ) やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること [ア基本要件]
イ	イ) 離職等の場合は、申請日において、離職等の日から2年以内であること。ただし、当該期間に、疾病、負傷、育児その他福祉事務所設置自治体がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかつた場合は、当該事情により求職活動を行うことができなかつた日数を2年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。 又は ロ) やむを得ない休業等の場合は、申請日の属する月において、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること [イ離職期間等要件]
ウ	イ) 離職等の場合は、離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと ロ) やむを得ない休業等の場合は、申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること [ウ生計維持要件]
エ	申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、基準額に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額(収入基準額)以下であること [エ収入要件]
オ	申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6(ただし、100万円を超えないものとする。)以下であること [オ資産要件]
カ	公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。ただし、上記②ロ)に該当する者であつて、自立に向けた活動を行うことが当該者の自立の促進に資すると福祉事務所設置自治体が認める場合は、申請日の属する月から起算して三月間(支給期間を延長する場合であつて、引き続き当該取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると福祉事務所設置自治体が認めるときは、六月間)に限り、当該取組を行うことをもつて、当該求職活動に代えることができる。 [カ求職活動等要件]

キ	自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと [キ類似給付の受給に関する調整規定]
ク	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと [クその他]

## ア 基本要件（則第10条第1号イ及びロ関係）

### ① 離職等

離職等とは、離職のほか事業を行う個人の当該事業の廃止（廃業）をいう（則第3条第1号）。離職時の雇用形態、雇用期間、離職理由は問わない。

### ② やむを得ない休業等

やむを得ない休業等とは、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることをいう（則第3条第2号）。やむを得ない休業時の雇用形態、雇用期間は問わない。

### ③ 住居喪失

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが、当該申請者が求職活動等を行うに当たって居住可能な住宅を所有していないこととする。

## イ 離職期間要件（則第10条第1号イ関係）

### ① 疾病、負傷、育児その他福祉事務所設置自治体はやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかつた場合の取扱い

離職等の日から起算して2年の期間に、疾病、負傷、育児その他福祉事務所設置自治体はやむを得ないと認める事情により連続して30日以上求職活動を行うことができなかつた場合は、当該事情により求職活動を行うことができなかつた日数を2年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。加算が認められる事情は以下のとおりである。

なお、当該事情により求職活動を行うことができなかつた旨の申出があつた場合は、医師の証明書その他の当該事情に該当することの事実を証明することができる書類（必要最小限のもの）において確認を行う。

#### イ) 妊娠

産前6週間以内に限らず、本人が、妊娠のために求職活動を行うことができなかつた期間があつた旨を申し出た場合。

#### ロ) 出産

4か月以上（85日以上（1か月は28日として計算する。））の分娩とし、出産、死産、早産を問わない。

出産は本人の出産に限られる。出産のため職業に就くことができないと認められる期間は、通常は出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日以後出産の日の翌日から8週間を経過する日までの間である。

#### ハ) 育児

3歳未満の乳幼児の育児とする。また、申請者が社会通念上やむを得ないと認められる理由により親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族、すなわち、6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族をいう。）にあたる3歳未満の乳幼児を預かり、育児を行う場合も認めることとして差し支えない。

#### 二) 疾病又は負傷

ホ) イ) から二) までの理由に準ずる理由で福祉事務所設置自治体がやむを得ないと認めるもの（詳細は「住居確保給付金の支給事務の取扱問答」を参照）

### ② 延長申請及び再延長申請における取扱い

延長及び再延長の申請時には、離職等の日から2年（①の場合については最長4年）以内であることについては問わない。

#### ウ 生計維持要件（則第10条第2号イ及びロ関係）

自ら就労等により収入を得て、世帯の生計を主として維持している（維持していた）ことをいう。

離職等の場合で、離職時においては主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により申請時においては主たる生計維持者となっている場合であっても対象とする。

#### エ 収入要件（則第10条第3号イ関係）

##### ① 基準額

市町村民税が課税されていない者の収入額（各自治体が条例で定める市町村民税均等割が非課税となる所得額に給与所得控除額を加えて得た額。1,000円未満切り捨て。）に1/12を乗じて得た額（1,000円未満切り上げ）とする。

基準額は、各福祉事務所設置自治体において、あらかじめ世帯人数別に算出し、設定することとし、計算の手順は次のとおりである。

イ) 各自治体の条例の内容を踏まえ、世帯人数別に市町村民税均等割非課税限度額を算出する。

ロ) 次に、申請者が給与所得者か否かに関わらず、その者が属する世帯の人数に応じて、イ) で求めた市町村民税均等割非課税限度額に給与所得控除額を加えることにより、収入額を算出する（1,000円未満切り捨て）。この際、収入額に応じて給与所得控除額が異なることに留意すること。

ハ) ロ) で求めた収入額に1/12を乗じることにより基準額を算出する（1,000円未満切り上げ）。

## ② 世帯

「同一の世帯に属する者」とは、同一の住居に居住し、生計を一にする者をいう。

ただし、原則 22 歳以下かつ学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（大学院及び専門職大学院を除く。）、短期大学、専門職大学、高等専門学校又は専修学校に就学中の子の収入は住居確保給付金に係る収入には含まない。

## ③ 収入

### イ) 算定する収入の期間

申請日の属する月の収入で判断する。

申請日が月の途中の場合、申請日の属する月の収入が確実に推計できる場合はその額によることとする。

申請日の属する月の収入が確実に推計することが困難な場合は、申請日の属する月の収入にかわって直近 3 か月程度の平均収入を活用する、又は前月の収入を活用することとする。

申請日の属する月の収入が収入要件を超えている場合であっても、離職等、雇用保険の失業等給付の終了、収入の減少等により申請日の属する月の翌月から収入要件に該当することについて、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、翌月に申請があったものとして取り扱う。

### ロ) 算定する収入の範囲等（詳細は「住居確保給付金の支給事務の取扱問答」を参照）

#### a 就労等収入

給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（ただし交通費支給額は除く。）とする。

また、自営業の場合は、事業収入（経費を差し引いた控除後の額）をいう。

#### b 定期的な給付等

定期的に支給される雇用保険の失業等給付、公的年金、親族等からの継続的な仕送りをいう。

なお、児童扶養手当等各種手当、貸与型・給付型奨学金等の特定の目的のために支給される手当・給付、各種保険金については収入として算定しない。

#### c 借入金等や一時的な収入の取扱い

借入金、退職金又は公的給付等のうち臨時的に給付されるものは収入として算定しない。

### ハ) 収入に変動がある場合の取扱い

#### a 就労等収入

毎月の収入額に変動がある場合は、収入の確定している直近 3 か月間の収入額の平均に基づき推計する。

#### b 定期的な給付等

複数の月に係る金額が一括で支給される給付等については、月額で算定する。

**オ 資産要件（則第 10 条第 4 号関係）（詳細は「住居確保給付金の支給事務の取扱問答」を参照）**

金融資産とは、預貯金、現金、債券、株式、投資信託をいう。なお、生命保険、個人年金保険等は含まない。

なお、負債がある場合、金融資産と相殺はしない。

**カ 求職活動等要件（則第 10 条第 5 号イ関係）**

**① 公共職業安定所等での求職活動を行う申請者（自立に向けた活動を行う者を除く）**

**イ) 求職の申込み**

申請者は、公共職業安定所等への求職申込みを行うこととする。申請者が申請時に求職申込みを行っていない場合、自治体は公共職業安定所等への求職申込みを指示する。

**ロ) 求職活動**

申請時、常用就職を目指した求職活動等を行うことを「住居確保給付金申請時確認書」（様式 1-1A。以下「確認書」という。）によって確認するとともに、支給開始後は、求職活動の状況を確認することとする。

**ハ) 就労支援等**

申請者に対して、自立相談支援機関は就労支援等を行うとともに、自治体は、就労支援を受けること等必要な事項を指示することができる（則第 14 条）。申請者が、正当な理由がなく、これに従わない場合は不支給とする（則第 15 条第 1 項）。

自立相談支援機関が行う就労支援等は、プランに基づき実施することとする。また、プランに位置づけず家賃補助の支給を行った（緊急に支援が必要であった）場合は、事後的にプランを作成し、就労支援等を行う。

**② 自立に向けた活動を行う申請者**

**イ) 経営相談先への相談申込み**

以下の a から c までに沿って経営相談先への相談申込みを指示する。

a 自立相談支援機関において、申請者の収入減少の要因が離職等か休業等か確認する（離職等の場合は、自治体は公共職業安定所等での求職活動等を指示する）

b 休業等による収入減少の場合、被雇用者（シフト減など）か自営業者か確認する（被雇用者の場合は、自治体は公共職業安定所等での求職活動等を指示する）

c 申請者が自営業者で経営改善の意欲があり、相談内容が経営改善に関する場合、

i) 経営相談先の役割（どのような相談先なのか）について確認の上、その内容を相談者に説明する（経営改善の意欲がなく、相談内容も経営改善に関するものではない場合は、自治体は公共職業安定所等での求職活動等を指示する）。

ii) 申請者（又は自立相談支援機関）は、経営相談先において、「事前相談（※）」を受ける。

※ 申請者の相談内容が経営相談に該当するかを判断するために実施するもの  
iii) 自立相談支援機関は、事前相談の内容を相談者から確認した上で、経営相談先への相談の申込みを指示する。

なお、経営相談の申込みにおいて、経営相談先から公共職業安定所等での求職活動等を行うことが適当と助言等を受けた場合、申請者は当該助言等を自立相談支援機関へ報告し、自治体は公共職業安定所等での求職活動等を指示する。

#### ロ) 自立に向けた活動

申請時、自立に向けた活動を行うことを確認書によって確認するとともに、支給開始後は、経営相談先からの助言等を受けて作成した、自立に向けた活動計画に基づく取組が行われていること確認することとする。

#### ハ) 経営相談等

自治体は、経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動を行うよう指示することができる（則第 14 条第 2 項）。また、申請者が自立に向けた活動を行わない場合や、公共職業安定所等での求職活動等を行うことが適当であると経営相談先から助言等を受けた旨の報告が申請者からあった場合、原則、公共職業安定所等での求職活動を行うよう指示することができる（則第 14 条第 2 項）。申請者が、正当な理由なく、当該指示に従わない場合は不支給とする（則第 15 条第 1 項）。

なお、自立に向けた活動を行うことについては、プランに位置づけることとする。プランに位置づけず家賃補助の支給を行った（緊急に支援が必要であった）場合は、事後的にプランを作成し、支援等を行う。

#### キ 類似給付の受給に関する調整規定（則第 18 条関係）

自治体等が法令又は条例等に基づき実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等とは、離職者が就職を容易にするための住居費に充てることを目的としている給付等を指す。なお、当該給付等の受給等が終了した後、なお支援が必要な場合は、家賃補助の支給を受けることができる。

### (2) 求職活動等要件

#### ア 公共職業安定所等での求職活動を行う支給決定者（自立に向けた活動を行う支給決定者を除く）

自治体は、支給決定者に対し、常用就職に向けた次の①～③の求職活動等を行うことを指示するものとする。

- ① 月 4 回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
- ② 月 2 回以上、公共職業安定所等で職業相談等を受ける
- ③ 原則週 1 回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

### 3 転居費用補助

#### 3-1 支給要件

##### (1) 支給要件

転居費用補助の支給対象となる者は、次表のア～クのいずれにも該当する生活困窮者である。

ア	申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額（以下、「世帯収入額」という。）が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること [ア基本要件]
イ	申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること [イ収入減少期間要件]
ウ	申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること [ウ生計維持要件]
エ	申請日の属する月における世帯収入額が、基準額及び申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（申請者が持家である住宅等に居住している場合又は住居を持たない場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額とし、当該費用の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額（収入基準額）以下であること [エ収入要件]
オ	申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6（ただし、100万円を超えないものとする。）以下であること [オ資産要件]
カ	<p>生活困窮者家計改善支援事業又は生活困窮者自立相談支援事業における家計に関する相談支援において、その家計の改善のために次のイ）又はロ）に掲げるいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。</p> <p>イ）転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が減少し（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が減少する場合を含む。）、家計全体の支出の削減が見込まれること。</p> <p>ロ）転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加する（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が増加する場合を含む。）が、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。</p> <p>[カ家計改善に関する要件]</p>
キ	自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと [キ類似給付の受給に関する調整規定]

#### ア 基本要件（則第3条の2及び則第10条1号ハ関係）

##### ① 離職、休業等

離職、休業等とは、離職や休業のほか、事業を行う個人又は当該個人と同一の世帯に属する者の当該事業の廃止（廃業）をいう。

離職や休業時の雇用形態、雇用期間、離職理由及び廃業時の廃業理由は問わない。

##### ② 収入の著しい減少（詳細は「住居確保給付金の支給事務の取扱問答」を参照）

「世帯収入額が著しく減少した」については、世帯収入額の多寡や減少額、世帯の人数等の個別の事情を勘案した上で、各自治体において該当性を判断することとする。

##### ③ 住居喪失

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが、居住可能な住宅を所有していないこととする。

#### ウ 生計維持要件（則第10条第2号ロ関係）

自ら就労等により収入を得て、世帯の生計を主として維持していることをいう。

収入減少時には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により申請時には主たる生計維持者となっている場合であっても対象とする。

#### エ 収入要件（則第10条第3号ロ関係）

##### ① 基準額

市町村民税が課税されていない者の収入額（各自治体が条例で定める市町村民税均等割が非課税となる所得額に給与所得控除額を加えて得た額。1,000円未満切り捨て。）に1/12を乗じて得た額（1,000円未満切り上げ）とする。

基準額は、各福祉事務所設置自治体において、あらかじめ世帯人数別に算出し、設定することとし、計算の手順は次のとおりである。

イ) 各自治体の条例の内容を踏まえ、世帯人数別に市町村民税均等割非課税限度額を算出する。

ロ) 次に、申請者が給与所得者か否かに関わらず、その者が属する世帯の人数に応じて、イ)で求めた市町村民税均等割非課税限度額に給与所得控除額を加えることにより、収入額を算出する（1,000円未満切り捨て）。この際、収入額に応じて給与所得控除額が異なることに留意すること。

ハ) ロ)で求めた収入額に1/12を乗じることにより基準額を算出する（1,000円未満切り上げ）。

##### ② 居住の維持又は確保に要する費用の額が生じていない場合の取扱い

申請者が住居喪失者やシェルター事業の利用者など、「居住の維持又は確保に要する費用の額」が生じていない場合は、その者の収入基準額が相当程度低くなり収入要件を満た

さないおそれがあることを鑑み、こうした場合は、当該申請者の事情を勘案して柔軟に取り扱うこととして差し支えない。

※カに関する要件においても同じ。

### ③ 世帯

「同一の世帯に属する者」とは、同一の住居に居住し、生計を一にする者をいう。

ただし、原則 22 歳以下かつ学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（大学院及び専門職大学院を除く。）、短期大学、専門職大学、高等専門学校又は専修学校に就学中の子の収入は住居確保給付金に係る収入には含まない。

### ④ 収入

#### イ) 算定する収入の期間

申請日の属する月の収入で判断する。

申請日が月の途中の場合、申請日の属する月の収入が確実に推計できる場合はその額によることとする。

申請日の属する月の収入が確実に推計することが困難な場合は、申請日の属する月の収入にかわって直近 3 か月程度の平均収入を活用する、又は前月の収入を活用することとする。

申請日の属する月の収入が収入要件を超えている場合であっても、離職等、雇用保険の失業等給付の終了、収入の減少等により申請日の属する月の翌月から収入要件に該当することについて、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、翌月に申請があったものとして取り扱う。

#### ロ) 算定する収入の範囲等（詳細は「住居確保給付金の支給事務の取扱問答」を参照）

##### a 就労等収入

給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（ただし交通費支給額は除く。）とする。また、自営業の場合は、事業収入（経費を差し引いた控除後の額）をいう。

##### b 定期的な給付等

定期的に支給される雇用保険の失業等給付、公的年金、親族等からの継続的な仕送りをいう。

なお、児童扶養手当等各種手当、貸与型・給付型奨学金等の特定の目的のために支給される手当・給付、各種保険金については収入として算定しない。

##### c 借入金等や一時的な収入の取扱い

借入金、退職金又は公的給付等のうち臨時的に給付されるものは収入として算定しない。

#### ハ) 収入に変動がある場合の取扱い

##### a 就労等収入

毎月の収入額に変動がある場合は、収入の確定している直近3か月間の収入額の平均に基づき推計する。

##### b 定期的な給付等

複数の月に係る金額が一括で支給される給付等については、月額で算定する。

#### オ 資産要件（則第10条第4号関係）（詳細は「住居確保給付金の支給事務の取扱問答」を参照

金融資産とは、預貯金、現金、債券、株式、投資信託をいう。なお、生命保険、個人年金保険等は含まない。

なお、負債がある場合、金融資産と相殺はしない。

#### カ 家計改善に関する要件（則第10条第5号関係）（詳細は「住居確保給付金の支給事務の取扱問答」を参照

##### ① 転居の必要性等

家計改善支援事業を実施する機関（以下「家計改善支援事業実施者」という。）又は自立相談支援事業における家計に関する相談支援（※）を実施し、転居の必要性やその費用の捻出が困難であることについて、申請者の個別の事情を勘案した上で、各自治体において該当性を判断する。

※ 家計相談には専門的な知識・経験等が求められる場合があることから、原則として家計改善支援事業を利用すること。家計改善支援事業を実施していない場合は、家計改善支援事業を実施するまでの間、自立相談支援事業における家計に関する相談支援により家計改善支援事業と同様の支援が実施される場合に、転居費用の支給を可能とする。

##### ② プランの策定

自立相談支援機関は、相談者のアセスメントを行い、その結果に基づき、プランを策定する（※）。プランには、家計改善支援の内容も必ず記載する。なお、転居費用補助については申込予定とし、支給申請まで進んだ段階で改めて支給を前提としてプランを見直す。

※ 住居確保給付金は、緊急に支給が必要な場合には、プランの作成や支援調整会議の開催を経ずに、家計改善支援を受け、支給することを可能とする。ただし、この場合であっても、事後的にプランを作成し、支援調整会議に報告することが必要である。

**キ 類似給付の受給に関する調整規定（則第 18 条関係）（詳細は「住居確保給付金の支給事務の取扱問答」を参照**

自治体等が法令又は条例等に基づき実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等とは、離職者等が転居を容易にするための転居費用に充てることを目的としている給付等を指す。

### 3-2 対象経費・支給額

#### (1) 対象経費

転居費用の支給対象・対象外の実費は以下の表のとおり。

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 転居先への家財の運搬費用</li><li>・ 転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料）</li><li>・ ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む）</li><li>・ 鍵交換費用</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 敷金（※）</li><li>・ 契約時に払う家賃（前家賃）</li><li>・ 家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費</li></ul>

※ 敷金については、申請者本人に返還される可能性があるため、対象外としている。

#### (2) 支給額

申請者が実際に転居に要する経費のうち、(1)の支給対象となる経費を支給する。

#### (3) 支給額の上限

(2)の支給額は、転居先の住居が所在する市町村の住宅扶助基準に基づく額に3を乗じて得た額（これによりがたいときは別に厚生労働大臣が定める額を上限とする。（則第11条第1項第2号）

### 3-3 支給方法

支給方法は、経費に応じて、次の(1)又は(2)のとおりとする。

#### (1) 転居先の住宅に係る初期費用

自治体から不動産仲介業者等の口座へ振り込む代理受領とする（受給者を经ずに確実に賃貸住宅の貸主に支払われることが確保できる場合は、口座振込の方法に限らない。）。ただし、受給者が以下のア又はイの方法により転居先の住宅に係る初期費用を支払うこととなっている場合であって、福祉事務所設置自治体が特に必要と認める場合には、受給者の口座等へ支給することができる。

ア クレジットカードを使用する方法

イ 納付書により納付する方法